

令和 5 年度名古屋市教育委員会第45号議案

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例の一部改正により、無形民俗文化財の登録制度が創設されること等に伴い、規定の整備を行います。

2 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(令和 6 年 3 月 22 日提出 総務部総務課)



名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 6 年 3 月 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則の一部を改
正する規則

名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例施行規則（昭和47年名古屋市教
育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（指定同意書） 第 2 条 条例第 2 条第 3 項又は第 7 項の規 定による同意をした者は、指定同意書（ 第 1 号様式）をすみやかに教育委員会に 提出するものとする。 （台帳） 第 5 条 教育委員会は、名古屋市指定有形 文化財台帳、名古屋市指定無形文化財台 帳、名古屋市指定有形民俗文化財台帳、 名古屋市指定無形民俗文化財台帳、名古	（指定同意書） 第 2 条 条例第 2 条第 3 項の規定による同 意をした者は、指定同意書（第 1 号様式） を速やかに教育委員会に提出するものと する。 （台帳） 第 5 条 教育委員会は、名古屋市指定有形 文化財台帳、名古屋市指定無形文化財台 帳、名古屋市指定有形民俗文化財台帳、 名古屋市指定無形民俗文化財台帳、名古

屋市指定史跡台帳、名古屋市指定名勝台帳<u>及び</u>名古屋市指定天然記念物台帳を備えるものとする。 （文化財調査委員会） 第18条 （略） 2 委員長及び副委員長の任期は、<u>1年</u>とする。ただし、再任を妨げない。 3・4 （略）	屋市指定史跡台帳、名古屋市指定名勝台帳、<u>名古屋市指定天然記念物台帳及び名古屋市登録無形民俗文化財台帳</u>を備えるものとする。 （文化財調査委員会） 第18条 （略） 2 委員長及び副委員長の任期は、<u>2年</u>とする。ただし、再任を妨げない。 3・4 （略）
--	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。